

枚方市条例第 19 号

枚方市開発事業等の手続等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ハ中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項」に改める。

第7条第1項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則 [令和6年3月7日公布]

この条例は、令和6年4月1日から施行する。